

議員提出第1号

マイナンバーカードの普及率を地方交付税に反映させないよう求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 5年 3月24日

提 出 者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛 成 者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

〃 飯島 正義

吉川市議会議長 松崎 誠 様

提 案 理 由 口 頭

## マイナンバーカードの普及率を地方交付税に反映させないよう求める意見書

政府は令和4年12月、マイナンバーカードの普及拡大に向け、地方自治体ごとのカード交付率を地方交付税の算定に反映させるとしました。500億円のカード利活用特別分を財源に加え、交付率の高い自治体ほど交付税額を積み増しするとしています。

すべての市町村において基準財政需要額を増額するように算定するとしています。マイナンバーカードの交付率が高い、上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率によって算定するとしています。

本来、地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスを提供する財源を保障するため、国税である所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を原資として人口や面積に基づいて算定され、国から交付されるものです。したがって、マイナンバーカードの取得は任意としながら、その普及率を地方交付税の算定に反映させることは本来の主旨に反します。

よって政府においては、マイナンバーカードの普及率を地方交付税の算定に反映させることのないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和 5年 3月24日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣